**特例措置の適用に係る確認書の提出について**

（別紙２）

１　技能労働者への適切な水準の賃金の支払い（国土交通省通知）

公共工事品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第８条第１項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第８条第２項）等が受注者の責務として位置づけられています。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるため、元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との適切な価格での契約の締結や、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めるよう要請しております。

２　下請代金の支払いについて

下請代金の支払いについては、建設業法等により、その支払方法について定められており、落札後にお渡しする「工事の適正な施工について」の中でもお知らせしております。

長崎市が発注する工事において、上記建設業法等を遵守していただいていると思いますが、再度、支払方法（下記2-⑴～⑶参照）についてご確認ください。

⑴　下請業者への下請代金の支払いは、できる限り現金払とされたい。また、手形払を併用する場合においても、少なくとも労務費相当分は現金払とされたい。

⑵　下請代金を手形払いで行う場合、そのために振り出す手形の期間は、60 日以内とし、さらに経営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努力されたい。

⑶　１の通知に基づき、「令和６年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和６年度設計業務等技術者単価」の特例措置により契約の変更がなされた場合は、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応されたい。

３　特例措置の適用による下請契約等の報告書の提出について

特例措置の適用による契約変更を行った場合は、下請契約の変更後に、監督職員へ「特例措置の適用による下請契約等の報告書」の提出をお願いいたします。

なお、下請契約を締結していない場合は、提出の必要はありません。

**確　　認　　書**

工　事　名

工　　　期　　　　　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　年　　月　　日　まで

請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

上記工事について、「技能労働者への適切な水準の賃金の支払い（国土交通省通知）」、「下請代金の支払いについて」及び「特例措置の適用による下請契約等の報告書の提出について」を確かに確認しました。

　　年　　月　　日

長崎市長

長崎市上下水道事業管理者　様

受注者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印